

第2回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会
論点整理（案）について

2018/1/10

検討会 事務局

本検討会の論点

ご議論いただきたい論点は下記のとおり。

論点1) 個人情報提供に関する契約上の合意の整理

**論点2) 契約に基づく合意の取得の手法について
(モデル約款に必要となる事項、ユーザーインターフェースなど)**

論点3) 情報銀行に必要となる機能・要件について

**論点4) 認定団体の認定スキームについて
(責任の範囲、運用の整理など)**

論点 1) 個人情報提供に関する整理

論点 1) 個人情報の提供に関する契約上の合意の整理

〔問題意識〕

- 膨大かつ複雑な個人情報を、個人が自分で判断して、その情報の提供先を決めるのは困難。
- 個人に代わって専門的知識・能力がある者（＝情報銀行）が当該個人の個人情報を扱う仕組みが重要。
- 例えば、個人と情報銀行の間の民法上の契約により、情報銀行による、外部提供としての個人情報の利用が、本人の判断と同等であると見なすことはできないか。

① 検討のスコープ・認定の対象

→ 資料2-1 総務省説明資料参照。

認定の対象は、「個人情報」を扱う「情報信託機能」を有する事業。

(ただし、民間団体の判断で幅広い事業に認定することは排除しない)

② 契約上の合意について

→ 個人のコントロールabilityを確保しつつ、個人に代わって適切にデータを利活用する情報銀行に任せる仕組みをどのように整理するか。

例) 個人と情報銀行の間の委任関係に関する契約上の合意。

- ・「委任関係」とは、個人が情報銀行を信頼して個人に代わって個人情報の利活用の判断（情報銀行が、予め個人と合意した条件に従い、その範囲内で第三者提供をすることなど）を情報銀行に委任する関係とする。
- ・個人と情報銀行を委任契約関係にすることにより、個人と情報銀行の間で、どのような条件であれば個人が合意できるかという条件や、利用目的、安全対策などの債権債務の内容、情報銀行の責任範囲が明確化。
- ・その際、個人情報保護法上も有効な包括的な同意となるように、その内容を契約等でわかりやすく、整理し示すことが重要ではないか。

→ 具体的な合意条件は、個人がわかりやすく把握できるよう、認定機関が基本的な契約条項として「モデル約款」をまとめる。（論点2）

→ 個人が、情報銀行を信頼して個人情報の取り扱いを任せることに合意し、契約できるよう支援する仕組みとして、以下を整理する。

- ・情報銀行に求められるガバナンス体制、セキュリティ基準などを明確化（論点3）
- ・認定機関が、認定基準に基づき信頼できる情報銀行を認定（論点4）

●個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(略)

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(略)

●「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A

(第三者提供の制限の原則)

Q5-8 本人の同意は、個人データの第三者提供に当たってその都度得る必要があるのですか。

A5-8 必ずしも第三者提供のたびに同意を得なければならないわけではありません。

例えば、個人情報の取得時に、その時点で予測される個人データの第三者提供について、包括的に同意を得ておくことも可能です。

(参考)

●IT室 データ流通環境整備検討会AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ中間とりまとめ (平成29年3月)

3. PDS、情報銀行と個人情報保護法との関係

個人情報保護法の個人データの第三者提供に係る規定との関係について、個人が自らのデータの第三者への提供に係る制御を行うPDSの場合は、分散型、集中型ともに第三者提供について当該個人の決定に従って行われていると考えられるため、本人同意に基づく第三者提供と整理できる。

また、情報銀行についても、自らの指示又は予め指定した条件(例えば、第三者におけるデータの活用目的・公益性、本人又は社会に還元される便益、情報の機微性等を勘案したもの)の範囲で情報銀行が個別の第三者提供を行うことに本人が同意している場合には、本人同意に基づく第三者提供と整理することができる。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_ryutsuseibi/dai2/siryou2.pdf

論点2) 契約に基づく合意の取得

論点2) 契約に基づく合意の取得の手法について (モデル約款に必要となる事項、ユーザーインターフェースなど)

〔問題意識〕

- 情報銀行が、個人にかわり、情報銀行の判断で個人情報提供を行うには、その情報銀行に自分の個人情報をあずけることについて、契約に基づく合意を取ることが必要。
- その合意の基礎となるものが、認定機関が定める「モデル約款」の内容となる。
- 約款として記載すべき事項は、どのような項目が必要なのか。
- ユーザーの利益を適切に確保できる条項とはどういうものか。

〔前回のご議論〕

＜個人との間で必要となる機能について(続き)＞

●法的にはよくても情緒的な不安などがあるため、不安払拭のための仕組み検討も重要。誰のためにこの検討やるのか、データ利活用と個人の便益になる、ということと同じプライオリティで議論すべき(田中構成員)

●約款の定め方として信頼できる定め方か、どういう条項があればよいかは重要。基本的な仕組みとしての確保と、消費者側の支援のための相談体制や救済手段なども約款上盛り込み検討が必要(古谷構成員)

〔論点整理案〕

①約款のあり方について（トレーサビリティ・撤回権など）

- 個人の便益の確保及びビジネスの実現性の双方を考慮しつつ、情報銀行が個人と合意する上で必要となる機能、要件を整理。
- 適切なユーザーインターフェースを確保する観点から、個人にわかりやすく、情報銀行が持つ機能を示すことが重要。

②個人の利益の確保

- 消費者が安心して情報を預けて利用でき、事業者側が適切にデータ利活用できる、データ流通促進・利用者の便益確保双方が実現する機関であるべき
- 情報銀行側、認定機関側双方に、相談体制などを整備。

〔約款の基本的記載事項の案〕

- **モデル約款の基本となる記載事項**
 - ・ **個人情報**の取得方法、利用目的、安全対策など
 - ・ **認定機関から認定を受けた情報銀行は、個人の合理的利益に結びつくよう、個人が合意した約款の条件の範囲内で、個人に代わって、妥当性を判断し、個人情報(既已取得しているものも含む)の管理、活用、提供をすることが可能。**
- **これらを約款(契約条項)に組入れ、個人の合意を受け、当該事項を利用者に対する債務とする。**

〔具体的記載事項案〕

- 個人情報の取得方法
- 利用目的：個人情報を、個人の合理的利益に結びつく範囲で活用、提供、管理を行う。
- 情報銀行の行う業務範囲：民間の認定機関から認定を受けた情報銀行は、個人に代わって当該個人情報について、当該個人の合理的利益が得られるような活用手法、情報提供先の選定を行うことができる。
- 個人情報の第三者提供を行う場合の判断基準の明示
- 個人情報の取得・提供などに関する重要事項の変更がある場合の事前通知
- 個人及び社会への便益の還元の方法
- 安全対策：認定基準で確認されたセキュリティ対策を行うこと。
情報提供先は、相当程度信頼できる相手方に限ること
- 情報銀行又は情報提供先で、情報漏えいがあった場合の対応の明示。
- 個人からの相談への対応体制の明示
- 情報銀行の機能の明示
(例：個人が、自らの情報の利用履歴を閲覧、又はコントロールできる機能の有無)

論点3) 情報銀行に必要となる機能、要件

論点3) 情報銀行に必要となる機能・要件について

〔問題意識〕

- 情報銀行は、個人にかわり、個人情報¹の保管・利活用を行うので、消費者保護の観点から一定の信頼性、公益性が必要。
- 信頼性を担保するために、経営・ガバナンスの観点はもちろんのこと、セキュリティの面でも基準が必要。
- どのような機能・要件が必要となるのか。セキュリティはどのレベルで担保される必要があるか。

〔整理案〕

<経営面／セキュリティ面の要件案>

- ①事業主体の経営的安定性が担保されている
- ②事業実施や、個人情報取り扱いの知識・経験があり社会的信用がある
- ③データセンター・セキュリティ体制の保有、セキュリティ対策の実施、セキュリティ対策団体への参加

<ガバナンス体制>

- ①「データは、個人がその成果を享受し、個人の豊かな生活実現のために使うこと」という趣旨を実現するための、ガバナンス体制の構築
- ②相談体制の設置(例「データ倫理審査委員会」の設置(社内外委員))

<情報銀行に求められる義務>

情報銀行による公正な事業運営を確保するために求められる善管注意義務、忠実性、公平性など

「相談体制」のイメージ



便益

合意・情報の提供

情報銀行

例) 相談体制



定期報告

利活用

・契約内容・利用状況の審査
・利用停止の権限

エンジニア、セキュリティ専門家、
法律実務家、データ倫理専門家、
消費者代表、メディア関連専門家

〔具体的要件案〕

1) 経営面の要件について

- ①事業主体の経営的安定性が担保されていること
- ②事業実施や、個人情報取り扱いの知識・経験があり社会的信用があること

2) セキュリティ面の要件について

十分なデータを管理する施設やセキュリティを確保できるよう、下記を満たすこと。

- ①固有のデータセンター又はそれと同等の管理が可能な委託先データセンターを確保している
- ②データ量が増大した場合にも、十分なセキュリティ対策を講じることができる体制を有する
(十分なセキュリティ対策の例)
 - ・外部アタックテストなどの定期的セキュリティチェックを実施すること
 - ・セキュリティ対策のためのインシデント対応訓練を定期的実施すること
 - ・セキュリティ情報を収集・交換するための制度的枠組みに加盟すること

3) ガバナンス体制について

- ①「データは、個人がその成果を享受し、個人の豊かな生活実現のために使うこと」の趣旨を企業理念に活用し、その理念の実現のためのガバナンス体制の構築を定め経営責任を明確化していること。
- ②以下を満たす相談体制を設置していること（例「データ倫理審査委員会」（社内外委員））
 - ・データ解析を専門とするエンジニア、集積技術を専門とするエンジニア、セキュリティの専門家、法律実務家、データ倫理の専門化、消費者代表、メディア関連の専門家を構成員に含む。
 - ・データ利用に関する契約や利用方法などについて適切性を審議する。

4) 情報銀行に求められる義務について

情報銀行に求められる以下の義務を果たすために必要な体制を確保していること。

- ・善管注意義務、忠実性、公平性など
- ・情報銀行にかかる個人情報の管理・運用などの処理の委託における第三者の選任・監督義務
- ・損害賠償請求について（契約に基づく責任）

論点4) 認定団体の認定スキーム

論点4) 認定団体の認定スキームについて (責任の範囲、運用の整理など)

〔問題意識〕

- 認定基準はどうあるべきか。
- 認定する際の審査はどのように行うべきか。
- 認定団体が情報銀行に認定を行った場合の証をどうするか。
(認定マーク? 認定証?) (公表のあり方)
- 認定された情報銀行が、認定内容に違反した場合、個人情報漏洩が起こった場合のスキームをどうするのか。(認定の取り消し?)
- 認定団体自体の運用スキームはどうあるべきか。

(参考) シェアリングエコノミー認証制度①

(出典) シェアリングエコノミー検討会議中間報告書

(2016年11月シェアリングエコノミー検討会議内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)

課題)

認知拡大による一般の人の理解や信頼度向上及び企業との連携による事業拡大を可能とするためには、業界としてガイドラインや、シェアリングエコノミーを推進する主体が日々取り組んでいる自主的な運営管理等を積極的に評価する仕組み(認定マークなど)が必要ではないか。

(参考) 日本再興戦略及び創造宣言におけるシェアリングエコノミー関連の記載

【平成28年度】

『日本再興戦略』改訂2016 – 第4次産業革命に向けて – (平成28年6月2日閣議決定)

I. 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

① 規則・制度改革、データ活用プロジェクト等の推進

【個別プロジェクトの実行実現】

<C to Cのビジネス領域関連：シェアリングエコノミーの推進>

- ・ ITの革新的発展を基盤とした、遊休資産等の活用による新たな経済活動であるシェアリングエコノミーの健全な発展に向け協議会を立ち上げ、関係者の意見も踏まえつつ、本年秋を目的に必要な措置を取りまとめる。その際、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、サービス等の提供者と利用者の相互評価の仕組みや民間団体等による自主的なルール整備による対応等を踏まえ、必要に応じて既存法令との関係整理等を検討する。

世界最先端IT国家創造宣言 (平成28年5月20日閣議決定)

II. 「国から地方へ、地方から全国へ」(IT活用の更なる推進のための3つの重点項目)

2. 【重点項目2】安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備

(2) データ流通の円滑化と利活用の促進

(新たなサービスへの対応)

- ・ データ流通の円滑化による新たな経済活動である、遊休資産等を活用したシェアリングエコノミーサービスの健全な発展を支援するため、民間団体等による自主的なルール整備をはじめ、新ビジネス創出を促進する観点から必要な措置を検討。

(参考) シェアリングエコノミー認証制度②

- 一般社団法人シェアリングエコノミー協会が制定した民間の認証制度
- シェアリングエコノミー・モデルガイドライン（以下、「モデルガイドライン」）を作成。
- 当該モデルガイドラインに沿って、業界標準となる自主ルールの策定及び当該自主ルールに適合していることを証明する仕組み（シェアリングエコノミー認証制度）
- 本制度は、シェアリングエコノミーに関係するサービスを提供するシェア事業者が、利用者の安全性及び信頼性を確保するためのサービスの設計及びこれらを維持するための措置を講ずる体制を整備しているシェア事業者を認定し、その旨を示す認証マークを付与し、事業活動に関して認証マークの使用を認めるもの。

<基本原則>

- 1 安全であること、
- 2 信頼・信用を見える化すること、
- 3 責任分担の明確化による価値共創、
- 4 持続可能性の向上

<認証機関・審査付与> 一般社団法人シェアリングエコノミー協会

<認証審査委員会> 学識経験者、事業者、消費者代表などで構成

<監査・諮問機関> 学識経験者、法曹関係の第三者機関

<認証マーク>



(出典) 一般社団法人シェアリングエコノミー協会HPIにもとづき事務局作成。

https://sharing-economy.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/2017/07/trust_doc01.pdf

https://sharing-economy.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/2017/07/trust_doc02.pdf

